

関島社会保険労務士事務所便り 2026年 1・2月号

関島社会保険労務士事務所
 (ひがし東京中小企業者組合)
 社会保険労務士・行政書士
 関島 康郎
 〒125 - 0041
 東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12
 電話 : 03 - 3609 - 7668
 HP : <http://www.srseki.info>



(槍ヶ岳)

物価高で実質賃金マイナス続く 高水準での賃金改定 正念場の年

2025年は物価高を背景に大企業、中小企業ともに高い水準での賃上げが実現しました。

一方、賃上げを上回るペースで物価上昇が進み、実質賃金のマイナスが続きます。米国関税の影響が広がる中、2026年は、実質賃金の安定的なプラスに向けて賃上げ機運を維持できるかの正念場となっています。

◆20人以下企業でも9,568円賃上げが

厚生労働省が10月14日発表した調査結果では、2025年の1人当たり賃金引上げ額は13,601円(4.4%)としており(右下図)、日本商工会議所の6月4日の調査結果でも正社員の1人当たり賃上げ額11,074円(4.03%)、20人以下の小規模企業で9,568円(3.54%)と報告されています。

◆連合 26春闘5%以上 中小企業6%以上

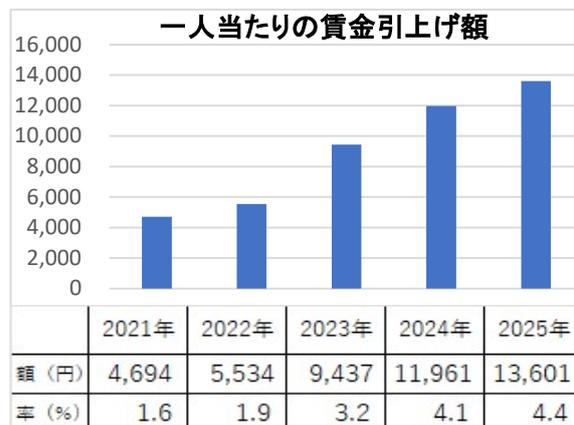
連合は、「個人消費は依然として低迷している」と指摘。また、「大企業と中小企業の格差是正に歯止めをかけるには至っていない」とし、26年春闘では25年同様に全体で5%以上、中小企業は格差是正分を加えた6%以上の賃上げを求める方針です。

◆群馬 5%以上企業に一人当たり5万円

政府は25年度補正予算で、中小の賃上げ環境整備支援を推奨事業メニューに追加し、群馬県では5%の賃上げを行った企業に従業員1人当たり5万円を支給していることを発信し、交付金の活用を促しています。

◆物価高に負けない賃金改定

26年1月から発注者による一方的な価格決定を禁止する中小受託取引適正化法が施行されます。9月時点で中小企業の価格転嫁率は53.5%。改善が見られるものの、いまだ道半ばです。物価高に負けない賃上げに向け、価格交渉の実施を含めて経済界を挙げた取り組みが求められています。



自・維連立政権誕生で薬剤負担が重要課題に 感冒薬・花粉症・解熱・湿布薬等 10 割負担か

◆OTC 類似薬の保険はずし

昨年6月、石破内閣の閣議において、「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太方針）が決定されました。その中で感冒薬・花粉症・解熱・湿布薬など市販薬と効能が似た「OTC 類似薬」について、2026年度から公的医療保険の適用除外とすることが盛り込まれました。

◆OTC 薬とは

OTC とは、“Over The Counter” の略です。医師・歯科医師の処方箋によらず薬局やドラッグストアでカウンター越しに購入できる薬のことです。

「骨太の方針」では、軽い病気は医師にかからず自分で治すという「セルフメディケーション」を推進しつつ、薬剤自己負担の見直しを検討する。」としています。

◆骨太方針から政権合意に

維新の会が公明党に代わり自民党と連立を組むことになり、10月20日に両党が

合意した12項目のうち、社会保障分野の政策の筆頭項目が「OTC 類似薬を含む薬剤負担の見直し」になっています。

厚生労働省の医療部会では、2028年度までに検討を行うとされていましたが、自民・維新連立政権樹立のための合意に盛り込まれたことで、前倒して検討されることとなりました。

◆日本医師会なども反対

日本医師会は、以前から、軽微な医療の保険からの除外につながることや、市販薬の方が値段が格段に高く、経済的困窮者への影響が大きいなどとして OTC 類似薬の保険給付見直しに反対してきました。

新政権の発足を受けた記者会見でも、松本吉郎会長が「非常に厳しい項目が（連立政権合意に）並んでおり、特に患者さんにとっては、負担が増すものになっている」として、適切なタイミングで意見を述べていく方針を明らかにしています。



保険適用と市販薬価格の比較

保険適用外になると自己負担は5倍～35倍に

症状・薬剤名 OTC類似薬	(保険適用価格 3割負担)	市販薬価格	差額
アレジオン錠(アレルギー性鼻炎)	約160円	約2,000円	1,840円
ムコダイン(去痰剤)	約70円	約2,500円	2,430円
フェルビナクテープ(湿布薬)	約43円	約900円	857円
ヒルドイド(保湿クリーム)	約109円	約1,400円	1,291円
リンデロンV軟膏(ステロイド)	約50円	約2,000円	1,950円
マグミット(便秘薬)	約72円	約800円	728円
リザベン点眼液(結膜炎)	約92円	約600円	508円

※ 特に高額な薬剤ほど負担差が顕著になります。

タイムカード 10分単位で切捨ては可能ですか？

～労働時間の端数処理と適切な勤怠管理～

タイムカードの終業時刻を10分単位で切捨て処理をしていますが、従業員から法違反ではないかと指摘を受けました。正しい端数処理の方法を教えてください。

◆労働時間の端数処理に関する原則

労働基準法 24 条 1 項では、「賃金は、通貨で直接労働者にその全額を支払わなければならない。」と定めています。これを「賃金全額払いの原則」といいます。

この原則により、従業員が実際に働いた時間に対しては、たとえ1分であってもその分を支払わなければなりません。

そのため、タイムカードの5分単位、10分単位や15分単位で切捨てて労働時間を計算することは、切捨てられた時間分が未払いとなるため、労基法違反となります。

◆タイムカードの適切な打刻

タイムカードは労働時間の適正な把握するために利用するものであるため、実際に業務を開始する（使用者の指揮命令下に入る）直前に打刻し、実際に業務が終了した（使用者の指揮命令下から解放された）直後に打刻するものです。入社時刻、退社時刻を記録するものではありません。

そのため、労働時間の記録時間の単位を変更するのではなく、タイムカードの適切な打刻方法を従業員に周知・指導することが大切です。

◆例外的に認められる端数処理

事務処理の簡便性を目的に、昭和 63 年

3 月 4 日基発第 150 号により、「1 か月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合に、30 分未満の端数を切り捨てそれ以上を 1 時間に切り上げること」は、端数処理の方法として認められています。

具体例

- 1 か月の残業時間の合計が 19 時間 29 分
残業 19 時間（29 分を切り捨て）
- 1 か月の残業時間の合計が 19 時間 30 分
残業 20 時間（30 分を切り上げ）

◆過去 2 年分支払わされた有名企業あり

労働時間の端数処理は、一見些細な問題に見えますが、法的には重大な違反行為となります。

実際、15 分単位で労働時間を切り捨てて管理していた大手コンビニエンスストアチェーン、5 分単位で管理していた大手飲食チェーンの事例は企業名を大きく報道されました。報道によると、過去 2 年分を遡って約 16 億円の未払を数万人のアルバイトに支払う結果になったと言われています。



●同一労働同一賃金 家族・住宅手当は不合理

労働政策審議会の部会は12月25日、正社員と非正規社員の不合理な待遇格差を禁じる「同一労働同一賃金」の見直しに関する内容を取りまとめた。家族手当や住宅手当を正社員のみを支給するのは不合理な格差に当たること等をガイドラインに追加し、非正規社員の待遇改善を促す。また、報告書には雇用主の待遇差に関する説明を義務とする改善等を盛り込んだ。

●障害者雇用納付金 徴収の適用拡大へ

厚生労働省は12月24日、「障害者雇用納付金制度」の見直しに向け、2026年より労働政策審議会の分科会で議論する方針を決めた。納付金制度の適用を常用労働者100人以下の企業にも拡大することを検討し、障害者雇用促進法の改正を目指す。

●雇用保険料率2年連続引下げ 来年度は1.35%

厚生労働省の労働政策審議会雇用保険部会は12月19日、2026年度の雇用保険料率を現在より0.1%引き下げ、1.35%（一般の事業）とすることを了承した。失業等給付の料率を0.7%から0.6%とするもので、引下げは2年連続。

●労災保険制度 遺族年金など見直しへ合意

労災保険制度の見直しをめぐり、12月18日の労働政策審議会の部会で労使が大筋で合意した。遺族補償年金で男性のみに課せられた年齢要件を廃止すること、農林水産業で労働者がいる場合は強制適用事業とすること、発症後すぐの請求が難しい脳・心臓疾患等について給付請求権の時効を2年から5年に延長すること、などを報告書にまとめ、2026年の通常国会に改正法案を提出する。

●介護報酬臨時改定へ 2026年6月

厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会は12月12日、介護職員の処遇改善に向けて2026年6月に介護報酬の臨時改定を実施する方針を示した。他産業の賃金上昇による人材流出を食い止めるため、3年に一度の報酬改定を前倒しする。また、介護職員以外の介護従事者を新たに介護職員等処遇改善加算の対象とし、新たに訪問看護や居宅介護支援などのサービスを算定対象とするなどの拡充を図る。

●無償荷役・荷待ちによる下請法違反の初勧告

公正取引委員会は12月12日、下請け業者に商品の積下ろしや長時間の荷待ちを無償でさせていたとして下請法違反を認定し、物流大手のセンコーに対して勧告を行った。再委託した運送業者36社に対する行為が対象となっており、再委託業者への対価の支払いのほか、認定事案以外にも問題行為がなかったかの調査を要請している。

●協会けんぽ 34年ぶりに料率引下げ

協会けんぽは、2026年4月納付分から平均保険料率を引き下げ、10.0%を9.9%とする調整に入った。引下げは34年ぶり、賃上げ効果による保険料収入の増加を現役世代に還元するねらいだが、協会けんぽは国庫補助を受けており、来年度予算編成の論点となる。一方、国庫補助のない健康保険組合連合会は、協会けんぽの料率引下げによる健保組合の解散を防ぐため、財政支援について財務省と調整する方針。

(12/13)

